

「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・「共存同栄」を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の「共存同栄」と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との「共存同栄」の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

○ 企業間の連携

当金庫は創業から事業承継まで一貫した本業支援を通じて、事業者の皆さまの経営課題解決に取り組めます。行政・公的機関・教育機関等のさまざまなステークホルダーとの連携や、スキームを活用し幅広い支援体制を構築します。

また、当金庫取引先で構成している異業種交流組織のネットワークを通じた積極的なマッチング支援など、地域のイノベーション促進に取り組めます。

○ IT 実装支援

IT 導入に取り組む事業者の皆さまに対して、各種セミナー開催等を通じて有益な補助金や助成金の情報提供、申請支援を通じて具体的な導入支援を行います。

○ 専門人材マッチング

さまざまなスキームを活用して、事業者の皆さまに幅広く専門人材とのマッチング機会を創出し経営課題の解決につなげます。

○ グリーン化の取組

脱炭素に向けて取り組みを始める事業者の皆さまには、CO2 可視化サービスを提携事業者と連携してサポートいたします。また、環境省「地域脱炭素融資促進利子補給事業」の指定金融機関として脱炭素に向けた取り組む事業者の皆さまを支援します。

○ 健康経営に関する取組

当金庫自ら率先垂範して健康経営に取り組み、その取り組み内容を発信し、地域事業者の皆さまへ健康経営に係るノウハウを提供します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当金庫は経営理念である「共存同栄」の実現に向けて、事業者の皆さま・行政・公的機関・教育機関等、地域の皆さまと幅広く連携し地域経済の持続的な発展に取り組んでまいります。

2025年4月1日

三島信用金庫

理事長 高嶋 正芳